

五十四 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるパリンカ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
五十五 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウンダーツスの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十五号
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成二十二年四月十六日

農林水産大臣 赤松 広隆

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の一の項植物の欄中「ぶどう属植物（付
表第三」の下に「及び第五十四」を加え、同表の
二の項植物の欄中「付表第五十二」の下に「及び
第五十五」を加え、同表の付表に次のように加え
る。